

## 公告

公立陶生病院及び職員宿舎の清掃業務委託に関する制限付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）については次のとおりである。

令和2年12月24日

公立陶生病院組合  
管理者 瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 業務委託名  
公立陶生病院及び職員宿舎清掃業務委託
  - (2) 業務場所  
瀬戸市西追分町160番地内外
  - (3) 履行期間  
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
  - (4) 業務内容  
別添の仕様書による
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - (1) 基本事項
    - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
    - イ 公告日前日において、あいち電子調達共同システム（物品等）の瀬戸市における入札参加資格者名簿に、業務（大分類）「03：役務の提供等」、営業種目（中分類）「01：建物等各種施設管理」、取扱内容（小分類）「01：清掃」、取扱内容（細分類）「02：病院清掃」が登録されている者であること。
    - ウ 一般財団法人医療関連サービス振興会が定める医療関連サービスマーク（院内清掃業務）の認定要件に適合した事業者であること。
    - エ 入札参加資格を申請する本店又は営業所等で病院に対する清掃業務の提供でISO9001及びISO14001の認証登録を受けていること。また、プライバシーマーク付与事業所であること。
    - オ 以下に掲げる全ての資格において資格証を有する社員（従業員）が本店又は営業所等のいずれかに在籍していること。
      - (イ) 病院清掃受託責任者
      - (ロ) 建築物環境衛生管理技術者
      - (ハ) 清掃作業監督者

- (エ) 建築物清掃管理評価資格者
- (オ) ビルクリーニング技能士
- (カ) サービス接客実務検定試験 1 級

カ 公告日から入札日までの間において、公立陶生病院組合指名停止取扱要領第 3 条による指名停止措置を受けていない者であること。

キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。

ク 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。

ケ その他関係法令、規則等に違反していない者であること。

## (2) 業務実績に関する事項

平成 22 年度から令和元年度の間、愛知県内の 500 床以上の同一病院で清掃業務（院内感染予防を重視した当院の仕様と同等以上の仕様であること。）を 3 年以上継続して当該業務を完了した実績があること。

## 3 入札参加申請等

(1) 入札参加を希望する者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1）及び関係資料（以下「資格確認申請書」という。）を次のとおり公告の記載の期日までに持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

### ア 資格確認申請書の提出期間

令和 2 年 12 月 24 日（木）から令和 3 年 1 月 13 日（水）まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を除く。）

### イ 時間

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

### ウ 提出書類

- (ア) 資格確認申請書
- (イ) 第 2 項(1)のイからエ及び(2)について明記した書類
- (ロ) 第 2 項(1)のオ(ア)から(カ)までは、資格証の写し及びその資格者が社員であることを証明する雇用保険被保険者資格等確認書の写し等

### エ 提出場所

公立陶生病院 財政課 財務係

### オ その他

- (ア) 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (イ) 提出された書類は、返却しないものとする。

(2) 一般競争入札参加資格の適否については、令和3年1月18日（月）に資格確認申請書の提出者に対し、制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「確認通知書」という。）により通知するものとする。

#### 4 設計図書等の閲覧・配布

設計図書等の閲覧を希望する者に次のとおり供する。また、資格確認申請書の提出時に申し出があった者に設計図書等を配布する。

##### (1) 閲覧・配布期間

令和2年12月24日（木）から令和3年1月13日（水）まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）

##### (2) 閲覧・配布時間

午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）

##### (3) 閲覧・配布場所

公立陶生病院 財政課 財務係

##### (4) 設計図書等に関する質問書の提出期間

設計図書等の質問は、令和3年1月19日（火）から令和3年1月20日（水）までに公立陶生病院総務課施設係へ質問書を持参し、提出すること。なお、質問が無い場合は、その旨を記載したFAXを送ること。

##### (5) 設計図書等に関する質問書の回答期限

令和3年1月22日（金）午後5時までに書面により回答をFAXにて送付する。

#### 5 入札執行の日時

##### (1) 日時

令和3年1月29日（金）午前10時20分

##### (2) 場所

公立陶生病院 北棟5階 第1会議室

#### 6 入札保証金

(1) 一般競争入札に参加しようとする者は、公立陶生病院組合契約規則第9条に基づき、その見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を令和3年1月28日（木）までに納めなければならない。

(2) 次に掲げる場合においては、公立陶生病院組合契約規則第12条により、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

ア 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に公立陶生病院組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 一般競争入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

#### 7 入札の執行

- (1) 入札書は本人又は確認通知書を提示した代理人が持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。なお、会場への入場者は各資格者2名以内とする。
  - (2) 入札回数は5回（再度入札は4回）とする。
  - (3) 一般競争入札参加資格を有する者が1人である場合又は入札に参加する者が1人である場合においても、原則として入札を執行するものとする。
  - (4) 入札参加者は、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を除く。）を入札書に記載すること。
  - (5) 業務委託費内訳書の提出は必要としない。
- 8 予定価格等  
予定価格は公表しない。
- 9 入札の無効  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
  - (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札
  - (3) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
  - (4) 入札書の入札金額を訂正している入札
  - (5) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
  - (6) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
  - (7) 記名押印のない入札
  - (8) 入札書の記載事項が確認できない入札
  - (9) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札
- 10 落札者の決定  
一般競争入札において、予定価格の制限内で最低の価格で入札した者を落札者とする。落札者となる者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- 11 契約  
(1) 契約書作成の要否  
必要とする。
- 12 契約保証金  
(1) 落札者は、公立陶生病院組合契約規則第33条に基づき、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めなければならない。
- (2) 落札者が次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。
- ア 契約の相手方が保険会社との間に当組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約の相手方が過去2年間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

13 支払条件

協議の上決定するものとする。

14 その他

- (1) この公告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令、公立陶生病院組合契約規則等の定めによる。
- (2) 資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合は、公立陶生病院組合指名停止要領に基づき、指名停止を行うことがある。

15 問い合わせ先

公立陶生病院組合 総務課 施設係  
瀬戸市西追分町 160 番地  
電話 0561-82-5153（ダイヤルイン）  
FAX 0561-82-9139

# 公立陶生病院及び職員宿舎清掃業務仕様書

## 1 委託目的

本仕様書は、公立陶生病院（以下「発注者」という。）における清掃業務（以下「業務」という。）を委託するに際し、特殊性を考慮し、常に衛生的かつ良好な医療環境の維持に努めるとともに、「院内感染予防」を重視した日常的な消毒清掃を取り入れ、所定の業務を遂行し、高度な清掃環境の維持・改善を図るため、業務内容、業務手順等を明示することを目的とする。

なお、仕様書は清掃の一応の基準を示すものであり、実際の作業に関しては、建物環境および医療環境の管理上、当然実施しなければならないものは、受託者の責任において信義誠実に履行するものとする。

## 2 業務履行期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

## 3 業務委託場所

愛知県瀬戸市西追分町160番地内外

## 4 委託実施施設

公立陶生病院及び公立陶生病院職員宿舎

## 5 委託日時等

### (1) 日常清掃

元旦を除く、毎日、午前8時から午後5時まで

なお、東棟1・2階、北棟1・2階、北棟4・5階の夜間等清掃箇所（別紙作業内訳書参照）については、外来診察等の実施していない時間（概ね午後5時以降）に実施する。また、夜間等清掃箇所の共用部及びトイレについては、日中にラウンドチェック及び軽微な清掃を行い、常に清潔な状態を維持する。ただし、各部署の要望等により作業時間帯の変更の依頼があれば、発注者及び受託者で協議し委託日時を決定する。

日常清掃に使用する薬剤(洗剤)は、EPA(The Environmental Agency：アメリカ環境保護局)に登録されたブラッド・ボーン・パソージェン(血液体液由来病原体)に有効な第四級アンモニウム塩系(要 HIV・HBV・MRSA対応)の非アルカリ性除菌洗剤を使用する。なお、使用する薬剤については、発注者へ性能諸元表・成分表・安全性等を明記した材料安全データシート(MSDS)及び使用量を速やかに提出する。

### (2) 定期清掃

原則として土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に定める休日及び外来休診日の午前8時から午後5時まで

なお、作業箇所については別紙の作業内訳書を参照する。ただし、各部署の要望等により作業時間帯等の変更の依頼があれば、発注者及び受託者で協議し委託日時を決定する。

### (3) 塵芥収集業務

元旦を除く、毎日、午前8時から午後5時まで

### (4) 集塵室塵芥分別業務

日曜日及び元旦を除く、毎日午前8時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## 6 清掃場所及び作業内容

別紙の作業内訳書による。

## 7 清掃用具及び消耗品の支給品目

- (1) トイレットペーパー
- (2) 手洗い石鹸（ボトル）
- (3) ペーパータオル
- (4) 塵芥用ビニール袋、傘袋スタンド消耗品及び専用傘袋
- (5) ディスポーザブルガウン及びエプロン
- (6) 次亜塩素酸ナトリウム液
- (7) 東棟 9 N病棟担当者へはN-95マスク

なお、上記以外のものは受託者の負担とする。

## 8 従事者控室及び資器材用具置場

発注者が指定する場所を無償で貸与する。ただし、使用に際しては電気・水道などの使用は必要最小限にし、節約を積極的に行なう。また、従事者控室及び資器材用具置場内は、整理整頓及び清掃を行ない、常に清潔な環境を保ち、火気等の取り扱いには十分注意を払う。

## 9 従事者について

- (1) 受託者は、日常清掃はじめ全ての項目に関して、人員配置、日程（予定）、工程、清掃方法等を記した「作業計画書」を契約締結後速やかに発注者に提出する。
- (2) 受託者は、業務に従事する者（以下「従事者」という。）の従事者名簿（別表 1）を提出するとともに、従事者の中から、作業責任者 1 名及び副作業責任者を数名指名する。また、併せて従事者の業務従事の経歴等を、発注者に提出する。なお、従事者に異動が生じる場合は、その都度、従事者名簿（別表 1）を提出する。
- (3) 受託者は、従事者の勤務状態、勤務態度の把握に努めなければならない。
- (4) 従事者は、受託者指定の常に清潔な制服（作業衣）及び名札を着用すると共に常に清潔な身だしなみに務める。
- (5) 従事者は、他の者に不快の念を与えないよう言動に注意しなければならない。
- (6) 従事者は、患者ならびにその家族について知り得たことをはじめ院内で知り得た情報を漏洩してはならない。また、金品物品の供与を受けてはならない。
- (7) 受託者は、受託者の費用負担により従事者全員の健康管理のために労働安全衛生規則等によりHBV検査を含む年 1 回の健康診断を受けさせなければならない。また、その結果については、発注者に報告しなければならない。

なお、健康診断の結果に異常のあった従事者に対しては再検査の実施や受診等を勧め、健康管理に努めなければならない。特に胸部 X 線写真による異常者については保健所からの指導もあるので、必ず実施する。

## 10 清掃作業報告

- (1) 日常清掃業務終了後、作業責任者（作業責任者不在の場合は副作業責任者）による点検を行なった後、作業報告書を毎日作成し、発注者へ報告する。
- (2) 定期清掃の日程は、作業責任者（作業責任者不在の場合は副作業責任者）が事前に院内各部署と日程調整を行った後、発注者と協議を行ない、定期清掃作業実施計画書を提出し実施

する。なお、定期清掃作業実施計画書の提出に際し、院内各部署への周知が十分できるよう、遅くとも施行予定月の前月の中旬までに提出する。また、定期清掃業務終了後、作業責任者（作業責任者不在の場合は副作業責任者）による点検を行なった後、速やかに作業報告書（作業前後等の写真を貼付。）を作成し発注者へ報告する。

## 11 検査

発注者は作業完了の書面報告を受けた後、履行検査をする。また、その検査に合格しない場合は手直しを命ずることができる。

## 12 従事者の教育

- (1) 受託者は、院内の特殊性を考慮に入れた教育・訓練を体系化して実施する。
- (2) 受託者は、従事者全てが質の高い均一な清掃作業を行なうことができるようにマニュアル等を作成し、教育・訓練を実施する。なお、マニュアル等は契約締結後速やかに発注者に提出する。また、マニュアル等に変更が生じる場合は、その都度発注者に提出する。
- (3) 受託者は、教育・訓練を実施した際、その都度、実施した日時、場所、内容、受講者名等を記載した報告書を作成し発注者に提出する。なお、発注者は、清掃従事者の教育履歴及び教育内容を記した教育訓練実施報告書の開示を任意に求め視察を実施する。
- (4) 受託者は、院内清掃作業における実践的な知識に関する教育とトレーニング並びに安全な清掃技術を身につける教育をしなくてはならない。
- (5) 受託者は、ブラッド・ボーン・パソージェン（血液体液由来病原体）とそれらの院内感染防止に関する知識の教育とトレーニングをしなくてはならない。
- (6) 受託者は、発注者が取組むサービス向上を考慮して、職員等の指示に従い充実かつ的確な対応のできる従事者を配置し、従事者に対し、待遇等を含めた十分なマナー教育をしなくてはならない。
- (7) 受託者は、清掃作業中に事故等が発生した場合に、従事者が速やかに作業責任者（作業責任者不在の場合は副作業責任者）に連絡し、迅速な対応を行なうよう教育をしなくてはならない。

## 13 注意事項

- (1) 受託者は、清掃作業に際し、誠意をもって契約を履行し良好な環境の維持と建材の保全に務める。
- (2) 受託者は、従事者の、日常の教育・訓練にも留意して業務を行なう。
- (3) 受託者は、院内の床材等各材質の維持のため、最適の清掃資器材を検討し、使用する。
- (4) 受託者は、「院内感染防止」を重視して、適宜使用資器材を定め、プラスチック製移動式清掃カート等（以下「清掃用カート」という。）を使用する。
- (5) 従事者は、清掃を実施するにあたり、サインボード（「清掃中」など）等を置き患者等に清掃作業中であることを周知する。
- (6) 受託者は、従事者が清掃作業等で使用する電気、水道を無駄のないよう節約するよう指導する。特に照明は作業完了次第、直ちに消灯する。
- (7) 受託者は、発注者が貸与する鍵及びカードキーを慎重に取り扱い、業務を遂行するために必要な時間と場所に限り使用し、また、使用後は速やかに返納又は厳重に管理する。
- (8) 各フロアに配置された従事者は、各フロアの当院の職員等からの要望に対し、できる限り

- 速やかに対応する。ただし、その要望が当該仕様書と相違がある場合は、作業責任者（作業責任者不在の場合は副作業責任者）に連絡し、発注者と受託者で協議の上で定める。
- (9) 清掃作業区域内において、清掃の必要が生じた場合には、清掃後であっても当院の特殊事情を考慮し、発注者の指示に従って速やかに作業を行なう。
  - (10) 受注者は、天災その他やむを得ない場合を除き、作業中の事故等により第三者に被害・損害が生じた場合や発注者の建築物、備品等に損害を与えた場合は、受託者の責任により処理を行ない、直ちに弁償しなければならない。
  - (11) 受注者は、賠償責任保険加入証の写しを契約時に提出する。また、契約期間中に変更や更新等が生じた場合は、その都度速やかに提出し直す。
  - (12) 従事者は、災害発生時及び災害発生の事前情報発令時等においては、当院（災害対策本部）に協力して対応する。
  - (13) 従事者は、発注者主催等の院内講演会・研修会などで全員出席のものについては、業務調整を行い必ず出席する。
  - (14) 当該仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度発注者及び受託者が協議を行ない定める。

#### 14 作業内容詳細

##### (1) 一般事項

- ア 受託者は、病院の業務という特殊性を認識し、院内を常に清潔で衛生的な環境に保持するように、信義誠実を尽くし業務を履行しなければならない。
- イ 作業にあたっては、静かに迅速に行い、執務者、通行人等の妨げとならないように注意する。また、モップ、クロス等の清掃道具はその都度収納し、美観に充分配慮する。
- ウ 区域、作業内容等について疑義が生じた場合は、発注者と協議する。
- エ 従事者は作業に際し、「院内感染防止」を重視して、作業前及び作業後には必ず石鹼と流水で手を洗い、必要に応じて手指消毒をする。また、清掃用カートの上には常にペーパータオルと手洗石鹼水を常備させ、手洗後は必ずペーパータオルで水分を完全除去し、ディスプレイザブルグローブ（以下「清掃用手袋」という。）を着用する。
- オ 従事者は清掃用手袋を着用したまま、清掃道具以外のものに手を触れない。
- カ 受託者は、従事者に対しサージカルマスクを用意し着用させる。
- キ 清掃用のモップは、セパレート式とし、適宜交換して常に清潔な状態を保持する。また、床洗剤についても汚れた場合は、その都度取替える。
- ク 作業にあたって、移動可能な備品、物品等は移動させ、隅々まで丁寧に清掃し、清掃終了後に移動した備品、物品等を元の位置に戻す。
- ケ 清掃用カートは、作業開始前及び終了後に必ず清掃する。また、清掃カート内の清潔・不潔の配置・区分けについては充分留意する。
- コ 清拭は一方向にて、汚れを拭き取るように行なう。
- サ 患者の上の埃取りは行なわない。
- シ 盗難、火災の予防に注意し、作業終了後は、窓、扉等の施錠及び火の元を確認し、不用の照明を消すと共に、椅子等を必ず所定の位置に戻し、後片付けをする。
- ス 作業中に、器物を破損したとき、又は、造作、院内用物品等に破損箇所を発見した場合

や不審者を見た場合は、直ちに発注者に連絡する。

セ ベンジン、シンナー等は、絶対に使用しない。

## (2) 日常清掃

### ア 玄関・廊下・階段・通路・ホール・エレベーター

- (7) 手洗後に清掃用手袋を着用する。
- (4) 歩行者等の安全確認後、清掃範囲を囲うようにサインボードを設置し、清掃を開始する。また、清掃が完了し、乾燥確認後サインボードを回収する。
- (9) ウールダスター等で通気口、蛍光灯、壁面や天井の隅等の埃を除去する。
- (2) 床は埃を舞い上がらせないように、クロス等を使用して除塵後、EPA登録非アルカリ性除菌洗剤をしみ込ませたモップを用いて前面を拭き上げる。
- (7) ゴミ箱及び汚物缶の内容物を処理し、EPA登録非アルカリ性除菌洗剤を用いて容器の汚れを取り除く。
- (4) 廊下、階段、ホール等の手摺りは、EPA登録非アルカリ性除菌洗剤を用いて清拭した後、希釈した次亜塩素酸ナトリウム液を用いて除菌清拭を行なう。
- (2) エレベーター内は、EPA登録非アルカリ性除菌洗剤を用いて、手摺り、壁面、階数等の押しボタン及び扉を清拭する。また、床面を同様の除菌洗剤をしみ込ませたモップを用いて拭く。
- (7) 通路の長椅子に関しては、EPA登録非アルカリ性除菌洗剤を用いて汚れを取り除く。
- (7) 玄関用マットは埃が蓄積しないように、電気掃除機を用いて除去し、EPA登録非アルカリ性除菌洗剤を用いて汚れを取り除く。
- (2) 玄関の風除室は、蜘蛛の巣等の付着物を除去する。
- (7) 玄関扉のガラス（両面）及びステンレス金属部分の手垢等が付着していないよう汚れを取り除く。
- (2) 血液、体液等により、著しく汚染されたときは、速やかに清掃範囲を囲うようにサインボードを設置し、EPA登録非アルカリ性除菌洗剤で拭き上げた後、別のモップでEPA登録非アルカリ性除菌洗剤もしくは次亜塩素酸ナトリウムを用いて床を拭き上げ、乾燥するまで通行人等に注意を払い、乾燥したことを確認した上で、サインボードを回収する。

### イ トイレ・洗面所・浴室等

- (7) 手洗後に清掃用手袋を着用する。
- (4) 使用していないことを確認（声出し確認）した後、清掃中サインボードを入口中央に設置し、清掃を開始する。また、清掃が完了し、乾燥確認後サインボードを回収する。
- (9) ウールダスター等で通気口、蛍光灯、壁面や天井の隅、パーテーション上部等の埃を除去する。
- (2) 埃を立てないように床をダustingし、EPA登録非アルカリ性除菌洗剤を使用し、デッキブラシ等を用いて床を洗浄する。また、乾燥するまで通行人に注意を払う。
- (7) ゴミ箱及び汚物容器の内容物を処理し、EPA登録非アルカリ性除菌洗剤にて清拭する。

- (カ) ゴミ袋は塵芥集積場まで運搬する。また、運搬の際は、ゴミ袋を上から手で押さないようにし、体から放して移動する。
  - (キ) 衛生陶器、浴槽、シャワーノズル、コック、カラン等は、EPA登録非アルカリ性除菌洗剤を用いて表面に傷を付けないように洗浄する。
  - (ク) 洗浄便座（シャワートイレ）のシャワーノズル等の洗浄清掃を定期的実施する。また、シャワーノズル等の簡易な清掃等は日々の日常清掃の中で実施する。
  - (ケ) 扉のノブ及びトイレ内の手すりは、EPA登録非アルカリ性除菌洗剤を用いて清拭し、その後、希釈した次亜塩素酸ナトリウム液を用いて除菌清拭を行なう。
  - (コ) 壁面は、扉、金属類を含めEPA登録非アルカリ性除菌洗剤を用いて清拭する。
  - (カ) トイレトペーパー、手洗い石鹸、ペーパータオル等を補充する。なお、手洗い石鹸、ペーパータオル等は、各部署の倉庫・保管庫等にある物品から補充する。
  - (ク) 血液、体液等により著しく汚染されたときは、EPA登録非アルカリ性除菌洗剤で安全に拭き上げた後、別のモップでEPA登録非アルカリ性除菌洗剤もしくは次亜塩素酸ナトリウムを用いて床を拭き上げる。
  - (カ) トイレ等の床面排水口は、1日1回水を流す。
  - (キ) 浴室等の排水口の目皿の清掃（髪の毛などの除去等）及び浴室の排水トラップの清掃を定期的実施する。特に浴室等の排水口の目皿の清掃は頻回に実施する。
  - (ク) 浴室の清掃時間については、各部署の要望を確認し実施する。
  - (ケ) 専用の器具を使用する。洗面、便器など場所ごとに専用の器具を使用する。また、洗面たわしは、各棟別に使い分けを行い、交差感染の防止に努める。
  - (コ) 各病棟で使用したトイレのたわし及び洗面たわしは、業務終了時には次亜塩素酸ナトリウム液に浸し、消毒する。
- ウ カーペット・タイルカーペット室
- (ク) 手洗後に清掃用手袋を着用する。
  - (ケ) 歩行者等の安全確認後、清掃中サインボードを入口中央に設置し、清掃を開始する。通行人等に注意を払い、清掃が完了し、乾燥確認後サインボードを回収する。
  - (コ) 電気掃除機を用いて、砂、埃、塵等を除去する。
  - (カ) シミ等の汚れを除去する。
  - (キ) 血液、体液等により著しく汚染されたときは、EPA登録されたカーペット専用の除菌洗剤を使用し、処理する。
- エ 病室
- (ク) 手洗後に清掃用手袋を着用する。
  - (ケ) 室内に入ることを患者さんに声を出して入室する。
  - (コ) 清掃中サインボードを病室入口中央に設置し、清掃を開始する。また、清掃が完了し、乾燥確認後サインボードを回収する。
  - (カ) 床は埃を舞い上がらせないようにダスタークロス等を使用して除塵後、EPA登録非アルカリ性除菌洗剤をしみ込ませたモップを用いて拭く。また、床面が、乾燥するまで患者等に注意を払っていただくよう声を掛ける。
  - (キ) ベッドの下など目に触れないところを忘れずに、上から下へ、奥から手前の方へ、部

屋の隅々まで丁寧に埃を立てないように行なう。

- (カ) クロス、モップ、EPA登録非アルカリ性除菌洗剤は、最低5室毎にそれぞれ交換する。ただし、汚れがひどい場合は、これより早めに交換する。
- (キ) 洗面台は、EPA登録非アルカリ性除菌洗剤を用いて清拭する。ただし、汚れている場合は表面に傷を付けないように洗浄する。
- (ク) 扉、取手はEPA登録非アルカリ性除菌洗剤を用いて清拭し、希釈した次亜塩素酸ナトリウム液を用いて除菌清拭を行なう。
- (ケ) 血液、体液等により著しく汚染されたときは、EPA登録非アルカリ性除菌洗剤で安全に拭き上げた後、別のモップでEPA登録非アルカリ性除菌洗剤もしくは次亜塩素酸ナトリウムを用いて床を拭き上げる。
- (コ) 感染性の病室清掃については、別途発注者と協議する。
- (カ) 特A室（東棟6階6725号室、7階7725号室、8階8725号室）の清掃は、病室の日常清掃に、シンク、ユニットバス清掃を加える。シンクは、EPA登録非アルカリ性除菌洗剤を用いて清拭する。ユニットバスは、日常清掃の浴室と同様に行なう。
- (キ) 6N病棟の無菌病室、無菌室廊下、細胞処理室、シャワー脱衣室の清掃は、病室の日常清掃に、ゴミ回収、病室の壁面清掃を加える。病室壁面は、EPA登録非アルカリ性除菌洗剤を用いて清拭する。

#### オ 東駐車場（立体）・西駐車場（立体）

- (7) 手洗後に清掃用手袋を着用する。
- (4) エレベーターは、EPA登録非アルカリ性除菌洗剤を用いて、手摺り、壁面、階数等の押しボタン、扉等を清拭する。また、床面を同様のEPA登録非アルカリ性除菌洗剤をしみ込ませたモップを用いて拭く。
- (9) 階段の手摺りはEPA登録非アルカリ性除菌洗剤を用いて清掃する。また、床の汚れが著しい時は、拭き掃除で除塵してから床洗浄を実施し汚れを除去する。
- (2) 駐車場内のごみ拾い及び掃き掃除を行なう。

#### カ 職員宿舎

- (7) 床は掃き掃除をした後、EPA登録非アルカリ性除菌洗剤をしみ込ませたモップを用いて拭く。
- (4) 階段の手摺りはEPA登録非アルカリ性除菌洗剤を用いて清掃する。

#### キ 付帯事項

- (7) 清掃区域内で移動可能な備品、物品等は移動させ、隅々まで丁寧に清掃し、清掃終了後に移動した備品、物品等を元の位置に戻す。このとき、床に置いてあったものを備品、物品等の上に置かないようにする。
- (4) 清掃用手袋のままで、病室内患者私物、手摺、EV操作盤等のものに手を触れない。
- (9) モップ、クロス類は使用後必ず洗濯機を利用して漂白洗浄し、屋外での紫外線殺菌をさせ完全に乾燥した上で使用する。また、ゾーニング管理をする上で、以下の5色のモップ、クロスを使い分ける。
  - a 清潔区域は青色とする。
  - b クリーンルーム（病室等）は緑色とする。

- c 一般区域（廊下、階段、エレベーター等）は白色とする。
  - d 感染症室（病室等）は黄色とする。
  - e 汚染区域（トイレ、汚物処理室等）は橙色又は赤系統色とする。
- (2) 感染防止対策が必要な部屋等の清掃依頼があった場合は、電気掃除機を用いて、床面の砂、埃、塵等を除去する。
  - (3) 結核菌が確認された場合は、発注者の指示によりEPAに登録されたフェノール系のEPA登録除菌洗剤を使用する。
  - (4) 雨天時又は降雪時は、各玄関に傘用ビニール袋の設置及び補充を行なう。
  - (5) 雨天時又は降雪時は、床面に落ちた水滴でスリッパが懸念されるため、乾拭きモップを使用して水滴を除去する。
  - (6) 降雪時又は積雪時は、融雪剤散布に伴い、玄関付近のカーペット、玄関マット等が汚れるため、清掃を適宜する。
  - (7) 東駐車場（立体）及び西駐車場（立体）の階段の床面洗浄は2か月に1回、壁面・照明の除塵は2か月に1回実施する。
  - (8) 外来トイレ内の乳幼児ベッドのアルコール除菌は、月～金曜日に一日1回以上行なう。
- (3) 定期清掃

ア 弾性材床清掃

弾性材床の床面は、床用中性洗剤を用いて充電式自動洗浄機（17インチバッテリー式オートスクラバー）で洗浄して、滑りにくい材質（摩擦係数=0.5~0.6 $\mu$ の安全係数）の純アクリルポリマー配合ウレタン樹脂ワックスを塗布する。また、床の光沢を出すため、2000rpm/min以上で回転する研磨機にダイヤモンドパッドを用いて高速研磨する。なお、床面の汚れ、キズ等により光沢が失われた場合は、必要に応じて、2000rpm/min以上で回転する研磨機にダイヤモンドパッドを用いて高速研磨し、光沢の復元作業を実施する。

イ ノンワックスシート清掃

ノンワックスシートの床面は、床用中性洗剤及びダイヤモンドパッドを用いて洗浄する。また、床の光沢を出すため、2000rpm/min以上で回転する研磨機にダイヤモンドパッドを用いて高速研磨する。

ウ 窓ガラス清掃

ガラス専用洗剤を用いて両面清掃を行なう。

エ ガラスサッシ清掃

網部分の除塵を行い、アルカリ洗剤を用いて清掃を行なう。

オ 網戸清掃

砂、埃、塵等を除去し、清掃を行なう。

カ 留意事項

- (1) 病室内に入る際は、在室者に声を出して確認する。
- (2) ベランダ等を通して作業する際は、実施前に各所属長に確認のうえ、作業を行なう。
- (3) 窓ガラス、ガラスサッシ及び網戸に係る清掃は、5月と11月に院内の対象部署すべてを行なう。
- (4) 定期清掃の実施にあたっては、施工開始予定1か月前までに受託者が関係部署と日程、

施行時間を調整のうえ、調整結果を施設係に報告する。

(4) 塵芥収集業務

ア 塵芥収集業務の施行にあたっては、塵芥容器（ゴミ箱）が衛生的に保たれるよう、維持管理に努める。

イ 塵芥容器（ゴミ箱）から黄色ビニール袋（事業系一般廃棄物）又は桃色のビニール袋（不燃物）を回収し、容器に新たにゴミ袋を備え付ける。なお、塵芥容器（ゴミ箱）が汚れている場合は、汚れの拭き取り処理を行なう。

ウ 回収した事業系一般廃棄物は、分別し、発注者が指定した集積場（集塵室）まで運搬し、搬出までの間、飛散等しないよう注意して置く。また、集積場（集塵室）に不審物がある場合は、直ちに発注者に連絡し指示を受ける。

エ 当該業務を行なうために必要な器具、ゴミ回収カート（ワイドペール 1000）は、全て受託者の負担とする。なお、器具は常に衛生的な状態を保ち、中身が外から見えないよう留意する。

(5) 集塵室塵芥分別業務

ア 収集した廃棄物は、整理整頓及び適切な保管に努める。

イ 収集運搬受託者の収集時には原則立会う。また、処理容器が不足することがないように残量を確認し、不足する時は発注者に報告する。

ウ 廃プラスチックの分別作業時は、必ず塵芥取扱い専用ゴム手袋、マスク及び必要に応じ、ゴーグルを着用し、直接感染性廃棄物に触れることがないように十分に注意を払う。特に、針等の混入には、細心の注意を払い業務に従事する。

エ 従事者は、廃棄物の危険性について十分な知識をもった者に従事させる。

オ 集積場（集塵室）の付近は、常に清潔を保ち、整理整頓に努めるとともに、火災発生予防には、万全を期し、野良猫等の被害を防ぐように注意する。また、集積場（集塵室）に盗難、火災等の異常がある場合は、直ちに発注者に連絡し指示を受ける。

《用語説明》

E P A

① The Environmental Protection Agency（アメリカ環境保護局）の略

② E P Aに登録されている洗剤は、薬剤効果と安全性の試験をクリアーした、洗浄力と除菌力が併存している洗剤である。